

大分県自転車条例を守りましょう!

責務

交通ルールの遵守
自転車安全利用五則を守りましょう!

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 2. 車道は左側を通行
 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 4. 安全ルールを守る
- ⊘ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ⊘ 夜間はライトを点灯
 - ⊘ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

義務

自転車保険の加入は義務です

加入の対象者

- ・自転車利用者(未成年者を除く)
- ・保護者(未成年者が自転車を利用するとき)
- ・事業者(事業活動で自転車を利用するとき)
- ・自転車貸付事業者

高額損害賠償事例

坂道を自転車ですって来た男子小学生が歩行中の女性と正面衝突。被害者は意識不明に。



努力義務

自転車利用時の安全上の措置

自転車利用者は、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用に努めましょう。



乗車用ヘルメットの着用(自転車通学生)

自転車通学生は乗車用ヘルメットの着用を努力義務としています。

令和4年大分県交通安全ポスターコンクール開催!

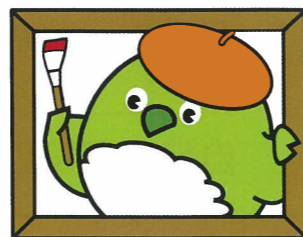
募集期間 7月1日(金)~9月7日(水)17:00必着

テーマ 横断歩道でのマナーアップ ~ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を~
①「手書き部門」②「デジタル部門」を設定
※手書き・デジタルが混在している作品は選外とします。
※皆さんが考えた、オリジナルのキャッチコピー(テーマに沿ったもの)を必ずポスター内に入れてください。

応募資格 大分県内の高等学校、特別支援学校(高等部)に在籍する生徒及び県内に居住する15歳以上(中学校・義務教育学校後期課程在校生は除く)の方

規格等 4つ切り(約390mm×約540mm)又はB3サイズ、縦書き

応募方法 テーマに沿った作品を制作し、裏面に応募票を貼付け、募集期間内に県生活環境企画課交通安全推進班に郵送又は持参して下さい。
※応募票は大分県のHPに掲載予定



賞 手書き部門・デジタル部門から、それぞれ以下の賞を選出します。
大賞 1名(賞状、商品券3万円分)
優秀賞 3名(賞状、商品券1万円分)
入選 5名(商品券5千円分)
※他の協賛いただいた賞品等については、入選作品以外の応募者の中で抽選を行います。

送付先 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県生活環境部生活環境企画課交通安全推進班

大分県交通安全推進協議会(大分県生活環境部生活環境企画課内)

〒870-8501 大分県大手町3丁目1番1号(大分県庁別館5階) [大分県交通安全ポスターコンクール](#) [検索](#)

おおいた交通マナーアップキャンペーン

~ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を~

横断歩道

自分優先

してませんか?

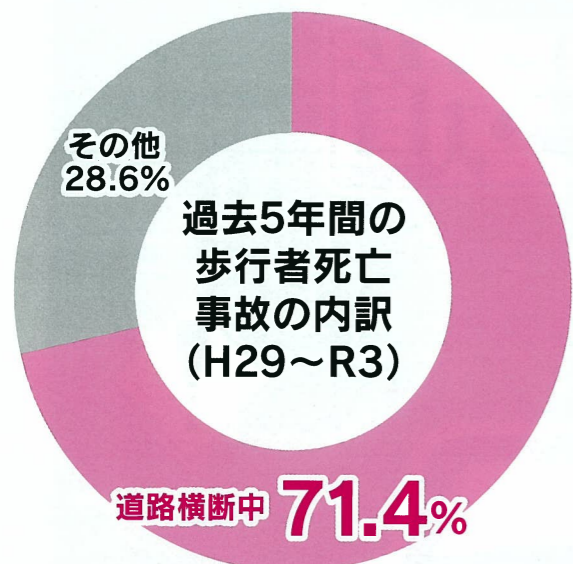
令和3年大分県交通安全ポスターコンクール
部門賞 県立芸術緑丘高校 池邊花奈子さんの作品

おおいた交通マナーアップキャンペーン 7月1日(金)~7月31日(日)

期間中の活動 おおいた夏の事故ゼロ運動 7月15日(金)~7月21日(木)
大分県交通安全ポスターコンクール 7月1日(金)~作品募集

車も人も、横断歩道でのマナーアップ!

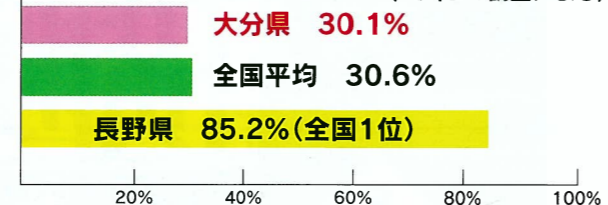
歩行者が亡くなった事故の7割以上が道路横断中に発生しています。



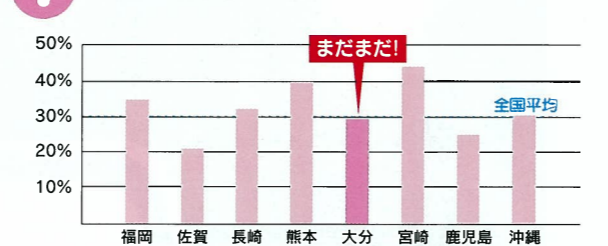
横断歩道を渡っていた歩行者も多くの方が犠牲になっています。

横断歩道は歩行者優先!

信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている時に車が停止する割合 (R3年JAF調査による)



R3年九州各県の比較



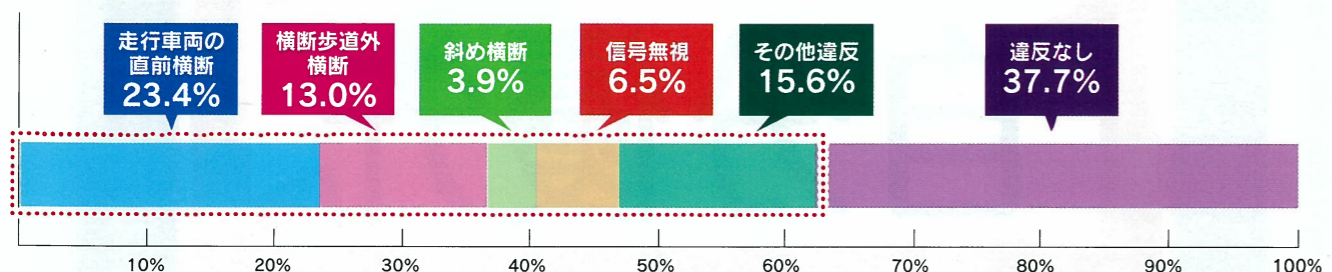
横断しようとする歩行者等がいる時は、横断歩道の前で一時停止し、その歩行者等の通行を妨げないようにしないと交通違反になります。

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

「横断歩行者妨害」は、命にかかわる交通違反です!

歩行者も交通ルールを守ることが大切です! ~歩行者が死亡した事故の約6割は、歩行者にも交通違反~

過去5年間に発生した歩行者死亡事故のうち、歩行者の違反内訳(77人中48人に違反)
※構成比の数値は四捨五入しているため、内訳の合計は100%になりません。



- ドライバーの皆さんは、「横断歩道は歩行者優先」を徹底しましょう。
- 歩行者は、道路を渡る時は横断歩道を利用し、ドライバーに手を上げるなど、横断の意思を示しましょう。
- 停まってくれたドライバーにベコリとお礼をすれば、相手もきっと優しい気持ちになれるはず。

ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖をつなげましょう!



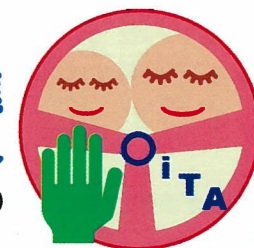
大分県は、ドライバーと歩行者が、横断歩道でお互いに「手を上げる・差し出す・会釈をする」など、相手に思いやりや感謝の気持ちを示すアクションを行うよう呼び掛けています。

令和4年

おおいた夏の事故〇運動

期間 7月15日(金)～7月21日(木) 一斉行動日 7月15日(金) / 7月21日(木)

1 横断歩道でのマナーアップの推進 ~ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を~ (前頁参照)



優しいマナーと思いやりの運転県おおいたシンボルマーク

2 高齢者と子供の交通事故防止

■ 高齢者(歩行者・ドライバー)

加齢に伴う身体能力の変化が運転や歩行に及ぼす影響(認知機能の低下、反射神経の鈍化等)について理解を深め、一層の安全運転に努めましょう。

昨年の交通事故死者の約6割が高齢者でした。

■ ドライバー

通学路・学校・公園・病院付近では、特に気をつけて運転しましょう。

高齢者の運転相談ダイヤル

#8080

加齢や病気など運転に不安を感じたら専用の運転相談ダイヤルまでご相談下さい。



3 自転車の安全利用の促進

自転車安全利用五則を守りましょう。

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外※
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用



※「歩道通行可」の標識がある場合、児童・幼児(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、車道通行に支障がある障害者が通行する場合、交通の状況から歩道を通行することがやむを得ない場合等は自転車でも歩道通行が可能です。(普通自動車に限る)

自転車保険に必ず加入しましょう。(裏面参照)

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席もシートベルトを着用!
- 子供たちを守るため、チャイルドシートは正しく着用!

大分県の後部座席のシートベルト着用率は、一般道で31.5%(全国平均42.9%)、高速道路71.6%(全国平均75.7%)といずれも全国平均を下回っています。(R3年JAF調査)



非着用時の致死率

一般道 約3.2倍
高速道路 約19.8倍